

千曲市公共施設の使用料等改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

千曲市教育委員会

千曲市公共施設の使用料等改定に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、千曲市教育委員会事務処理規則(平成15年千曲市教育委員会規則第5号)第4条第2項の規定により、専決したいので、委員会の承認を求める。

平成31年2月27日 提出

千曲市教育長 赤地 憲一

千曲市公共施設の使用料等改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(千曲市ふれあい情報館条例の一部改正)

第1条 (略)

(千曲市公民館条例の一部改正)

第2条 千曲市公民館条例（平成15年千曲市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

500円	750円
150円	220円
150円	220円
150円	220円
150円	220円
250円	370円
150円	220円
1基 100円	1基 150円
1基 200円	1基 300円

」を 」に

改める。

(千曲市文化会館条例の一部改正)

第3条 千曲市文化会館条例（平成15年千曲市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表 千曲市更埴文化会館の項中

10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	42,800
12,000	18,000	24,000	30,000	42,000	51,300
15,000	22,500	30,000	37,500	52,500	64,100
18,000	27,000	36,000	45,000	63,000	77,000
20,000	30,000	40,000	50,000	70,000	85,500
24,000	36,000	48,000	60,000	84,000	102,600

400	600	800	1,000	1,400	1,700
3,500	5,300	7,000	8,800	12,300	15,000
4,200	6,300	8,400	10,500	14,700	18,000
5,300	8,000	10,600	13,300	18,600	22,700
6,300	9,500	12,600	15,800	22,100	27,000
7,000	10,500	14,000	17,500	24,500	29,900
8,400	12,600	16,800	21,000	29,400	35,900
1,500	2,100	2,900	3,600	5,000	6,200
1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700
1,500	2,000	2,400	3,500	4,400	5,600
1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700
800	1,000	1,300	1,800	2,300	2,900

」を

「

14,000	21,000	28,000	35,000	49,000	59,800
16,800	25,200	33,600	42,000	58,800	71,800
21,000	31,500	42,000	52,500	73,500	89,700
25,200	37,800	50,400	63,000	88,200	107,700
28,000	42,000	56,000	70,000	98,000	119,700
33,600	50,400	67,200	84,000	117,600	143,600
560	840	1,100	1,400	1,900	2,350
4,900	7,350	9,800	12,200	17,100	20,900
5,850	8,750	11,700	14,600	20,450	24,900
7,400	11,100	14,800	18,500	25,900	31,600
8,800	13,200	17,600	22,000	30,800	37,600
9,800	14,700	19,600	24,500	34,300	41,800
11,700	17,500	23,400	29,200	40,900	49,900
2,100	2,900	3,950	5,000	6,850	8,500
1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100
2,100	2,700	3,350	4,800	6,050	7,700
1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100

1,100	1,400	1,750	2,500	3,150	4,000
-------	-------	-------	-------	-------	-------

」に改め、

同表 千曲市上山田文化会館の項中

「

11,500	17,300	23,000	28,800	40,300	49,200
13,800	20,700	27,600	34,500	48,300	59,000
17,300	26,000	34,600	43,300	60,600	74,000
20,700	31,100	41,400	51,800	72,500	88,500
23,000	34,500	46,000	57,500	80,500	98,300
27,600	41,400	55,200	69,000	96,600	118,000
200	300	400	500	700	900
200	300	400	500	700	900
200	300	400	500	700	900
500	800	1,000	1,300	1,800	2,200
1,300	2,000	2,600	3,300	4,600	5,600
1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700
800	1,000	1,300	1,800	2,300	2,900
1,800	2,300	2,900	4,100	5,200	6,700
1,100	1,400	1,800	2,500	3,200	4,100

」を

「

16,100	24,100	32,200	40,200	56,300	68,700
19,300	28,900	38,600	48,200	67,500	82,400
24,200	36,300	48,400	60,500	84,700	103,400
28,900	43,300	57,800	72,200	101,100	123,500
32,200	48,300	64,400	80,500	112,700	137,600
38,600	57,900	77,200	96,500	135,100	165,000
280	420	560	700	980	1,150
280	420	560	700	980	1,150
280	420	560	700	980	1,150
700	1,050	1,400	1,750	2,450	2,950
1,800	2,700	3,600	4,500	6,300	7,650
1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100
1,100	1,400	1,750	2,500	3,150	4,000
2,500	3,250	4,000	5,750	7,250	9,250
1,500	1,950	2,400	3,450	4,350	5,550

」に改める。

(千曲市倉科コミュニティセンター条例の一部改正)

第4条 (略)

(千曲市博物館条例の一部改正)

第5条 千曲市博物館条例(平成15年千曲市条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

観覧料

千曲市森将軍塚古墳館 さらしなの里歴史資料館		
区分	常設展観覧料	特別展観覧料
一般	300円	その都度市長が定める額
高校生	150円	
団体一般	250円	
団体高校生	100円	
備考 特別展観覧料とは特別に企画し、開催する展覧会の観覧料をいい、常設展観覧料とは、特別展観覧料以外をいう。 団体は、20人以上とする。		

使用料(施設を利用する場合)

名称	使用料	冷暖房料	利用時間
千曲市森将軍塚古墳館 学習室	1時間当たり 150円	冷房 1時間当たり 300円 暖房 1時間当たり 150円	午前9時から 午後5時まで

使用料(森将軍塚古墳見学バスを利用する場合)

千曲市森将軍塚古墳館			
区分	使用料		
	片道	往復	共通
一般	300円	500円	700円
高校生	300円	500円	550円
中学生	300円	500円	
小学生	150円	250円	
団体一般	250円	400円	600円
団体高校生	250円	400円	500円
団体中学生	250円	400円	
団体小学生	100円	200円	
備考 使用料共通とは、千曲市森将軍塚古墳館観覧と森将軍塚古墳見学バス往復を同時に利用する場合の使用料をいう。 団体は、20人以上とする。			

(千曲市稲荷山宿・蔵し館条例の一部改正)

第6条 千曲市稲荷山宿・蔵し館条例（平成15年千曲市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

200円
100円

」を

「

300円
150円

」に、

「

1室1時間当たり	100円
----------	------

」を

「

1室1時間当たり	150円
----------	------

」に改める。

(千曲市ふる里漫画館条例の一部改正)

第7条 千曲市ふる里漫画館条例（平成15年千曲市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

200円
100円

」を

「

300円
150円

」に、

「

1時間当たり	100円
--------	------

」を

「

1時間当たり	150円
--------	------

」に改める。

(千曲市アートまちかど条例の一部改正)

第8条 千曲市アートまちかど条例（平成15年千曲市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

200円
100円

」を

「

300円
150円

」に、

第1創作室 第2創作室 第3創作室	1時間当たり 100円	午前9時から午後10時まで
-------------------------	-------------	---------------

」を

第1創作室 第2創作室 第3創作室	1時間当たり 150円	午前9時から午後10時まで
陶芸窯	素焼き 1回当たり 1,650円	灯油窯、ガス窯
	本焼き 1回当たり 3,300円	
ろくろ台	1回当たり 220円	

」に

改める。

(千曲市原体験の森宿泊研修施設条例の一部改正)

第9条 千曲市原体験の森宿泊研修施設条例（平成15年千曲市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,000円	1,000円	1炉当たり300円
--------	--------	-----------

」を

1,500円	1,500円	1炉当たり450円
--------	--------	-----------

」に、

500円	200円
------	------

750円	300円
------	------

」を

」に

改める。

(千曲市体育施設条例の一部改正)

第10条 千曲市体育施設条例（平成15年千曲市条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表第3 更埴体育館の項中

1時間につき 1,300円	1時間につき700円。ただし、利用
---------------	-------------------

1時間につき 3,330円	面積の割合により算出する。
1時間につき 7,100円	
1時間につき 21,300円	
1時間につき 42,590円	
利用面積の割合により算出する。	
1人3時間につき 200円	
1人3時間につき 50円	
実費を勘案して市長が定める額	
1時間につき 60円	
1時間につき 100円	
1時間につき 100円	冷暖房施設を利用する場合1時間につき100円
1回につき 100円	

」を

「

1時間につき 1,500円	1時間につき770円。ただし、利用面積の割合により算出する。
1時間につき 3,800円	
1時間につき 8,150円	
1時間につき 24,500円	
1時間につき 49,100円	
利用面積の割合により算出する。	
1人3時間につき 300円	
1人3時間につき 70円	
実費を勘案して市長が定める額	
1時間につき 90円	
1時間につき 150円	冷暖房設備を利用する場合1時間につき150円
1時間につき 150円	冷暖房設備を利用する場合1時間につき150円
1回につき 150円	

」に改め、

同表 戸倉体育館の項中

「

1時間につき 1,300円	1時間につき700円。ただし、利用面積の割合により算出する。
1時間につき 3,330円	
1時間につき 7,100円	
1時間につき 21,300円	
1時間につき 42,590円	
利用面積の割合により算出する。	
1人3時間につき 200円	
1人3時間につき 50円	
1時間につき 60円	

1時間につき 60円	冷暖房施設を利用する場合1時間につき100円
1式1回 一般 210円 小中学生 100円	

」を

「

1時間につき 1,500円	1時間につき770円。ただし、利用面積の割合により算出する。
1時間につき 3,800円	
1時間につき 8,150円	
1時間につき 24,500円	
1時間につき 49,100円	
利用面積の割合により算出する。	
1人3時間につき 300円	
1人3時間につき 70円	
1時間につき 90円	
1時間につき 90円	
1式1回 一般 310円 小中学生 150円	

」に改め、

同表 更埴体育館（柔道場・剣道場）の項中

「

1時間につき 480円	1時間につき300円。ただし、利用面積の割合により算出する。
1時間につき 980円	
1時間につき 1,420円	
1時間につき 7,970円	
1時間につき 12,340円	
1時間につき 480円	
1時間につき 980円	
1時間につき 1,420円	
1時間につき 7,970円	
1時間につき 12,340円	
利用面積の割合により算出する。	
1人3時間につき 200円	
1人3時間につき 50円	
実費を勘案して市長が定める額	
1時間につき 60円	

」を

「

1時間につき 550円	1時間につき330円。ただし、利用
-------------	-------------------

1時間につき 1,100円	面積の割合により算出する。
1時間につき 1,600円	
1時間につき 9,150円	
1時間につき 14,200円	
1時間につき 550円	
1時間につき 1,100円	
1時間につき 1,600円	
1時間につき 9,150円	
1時間につき 14,200円	
利用面積の割合により算出する。	
1人3時間につき 300円	
1人3時間につき 70円	
実費を勘案して市長が定める額	
1時間につき 90円	

」に改め、

同表 戸倉体育館（柔道場・剣道場）の項中

「

1時間につき 230円	1時間につき100円
1時間につき 480円	
1時間につき 700円	
1時間につき 3,980円	
1時間につき 6,160円	
1時間につき 230円	
1時間につき 480円	
1時間につき 700円	
1時間につき 3,980円	
1時間につき 6,160円	
利用面積の割合により算出する。	
1人3時間につき 200円	
1人3時間につき 50円	
1時間につき 60円	

」を

「

1時間につき 270円	1時間につき110円
1時間につき 550円	
1時間につき 810円	
1時間につき 4,550円	
1時間につき 7,100円	
1時間につき 270円	
1時間につき 550円	
1時間につき 810円	
1時間につき 4,550円	
1時間につき 7,100円	

利用面積の割合により算出する。	
1人3時間につき	300円
1人3時間につき	70円
1時間につき	90円

」に改め、

同表 戸倉レストハウスの項中

「

1時間につき	400円	1時間につき	300円
1時間につき	200円	1時間につき	150円
1時間につき	200円	1時間につき	150円
1回につき	100円		
1時間につき	100円		

」を

「

1時間につき	600円	1時間につき	450円
1時間につき	300円	1時間につき	220円
1時間につき	300円	1時間につき	220円
1回につき	100円		
1時間につき	150円		

」に改め、

同表 体育施設器具等使用料の項中

「

3,150円
520円
50円
520円
310円
20円
10円
1,000円
520円
310円
210円
100円
100円
210円
210円
50円
310円

「

3,300円
550円
50円
550円
330円
20円
10円
1,100円
550円
330円
220円
110円
110円
220円
220円
50円
330円

」を

」に改め、

同表 東部体育館・勤労者体育センターの項中

「

1時間につき 650円	1時間につき500円。ただし、利用面積の割合により算出する。
1時間につき 1,790円	
1時間につき 1,300円	
1時間につき 2,770円	
1時間につき 13,650円	
利用面積の割合により算出する。	
1人3時間につき 200円	
1人3時間につき 50円	
1時間につき 60円	

」を

「

1時間につき 750円	1時間につき550円。ただし、利用面積の割合により算出する。
1時間につき 2,050円	
1時間につき 1,500円	
1時間につき 3,150円	
1時間につき 15,700円	
利用面積の割合により算出する。	
1人3時間につき 300円	
1人3時間につき 70円	
1時間につき 90円	

」に改め、

同表 桑原体育館の項中

「

500円	1,050円	1,550円	1時間につき 100円
1人3時間につき200円			
1人3時間につき50円			

」を

「

750円	1,550円	2,300円	1時間につき 110円
1人3時間につき300円			
1人3時間につき70円			

」に改め、

同表 千曲市弓道場の項中

「

1時間につき 370円	1時間につき 300円
1人3時間につき 200円	

年間使用料 3,050円
1人3時間につき 50円

」を

「

1時間につき 550円	1時間につき 330円
1人3時間につき 300円	
年間使用料 4,550円	
1人3時間につき 70円	

」に改め、

同表 更埴・東部テニスコート・上山田多目的運動場（テニスコート）の項中

「

1時間につき 320円	1時間につき 500円
1人3時間につき 200円	1人1時間につき 250円
年間使用料 3,050円	
1人3時間につき 50円	
年間使用料 800円	

」を

「

1時間につき 480円	1時間につき 550円
1人3時間につき 300円	1人1時間につき 270円
年間使用料 4,550円	
1人3時間につき 70円	
年間使用料 1,200円	

」に改め、

同表 更埴・八幡屋内ゲートボール場・上山田多目的運動場（ゲートボール場）・
上山田ゲートボール場の項中

「

500円	500円	500円	1時間につき 500円
250円	250円	250円	

」を

「

750円	750円	750円	1時間につき 550円
370円	370円	370円	

」に改め、

同表 戸倉体育館Aグラウンド・戸倉体育館Bグラウンド・千本柳運動場の項中

「

1時間につき 210円	ナイター 1時間につき Aグラウンド 2,620円
-------------	------------------------------

	Bグラウンド 3,150円
--	---------------

」を

「

1時間につき 310円	ナイター 1時間につき Aグラウンド 2,750円 Bグラウンド 3,300円
-------------	---

」に改め、

同表 萬葉の里スポーツエリア野球場A・B・少年野球場・陸上競技場・サッカー場の項中

「

1時間につき 520円

「

1時間につき 780円

」を

」に改め、

同表 土口運動広場・倉科運動広場・森運動広場・桑原運動広場・大田原運動広場の項中

「

300円	500円
------	------

」を

「

450円	750円
------	------

」に改め、

同表 大田原マレットパークの項中

「

300円	3,000円	1組1回	100円
100円	1,000円	1組1回	100円

」を

「

450円	4,500円	1組1回	110円
150円	1,500円	1組1回	110円

」に改め、

同表 さらしなの里マレットパーク・戸倉体育館マレットゴルフ場・萬葉の里スポーツエリアマレットゴルフ場の項中

1日につき1人	100円
1日につき1面	200円

1日につき1人	150円
1日につき1面	300円

」を

」に改め、

同表 千曲市サッカー場の項中

1時間につき	2,000円	全灯	1時間につき2,500円
1時間につき	1,000円	半灯	1時間につき1,250円
1時間につき	6,000円		
1時間につき	3,000円		
1時間につき	100円		

」を

1時間につき	3,000円	全灯	1時間につき2,750円
1時間につき	1,500円	半灯	1時間につき1,350円
1時間につき	9,000円		
1時間につき	4,500円		
1時間につき	150円		

」に改める。

(千曲市科野の里ゲートボール場条例の一部改正)

第11条 千曲市科野の里ゲートボール場条例（平成15年千曲市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表中

500円	700円	700円	1時間当たり200円（1時間未満の端数が生じたとき、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。）
1人3時間につき200円			
1人3時間につき50円			
1組	1回につき	100円	

」を

750円	1,050円	1,050円	1時間当たり220円（1時間未満の端数が生じたとき、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。）
1人3時間につき300円			
1人3時間につき70円			
1組	1回につき	110円	

」に改める。

(千曲市史跡公園条例の一部改正)

第12条 千曲市史跡公園条例（平成15年千曲市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「文化財保護法」の次に「(昭和25年法律第214号)」を加える。

第10条中「別表」を「別表第2」に改める。

第13条中「により、市長の許可を受けなければならない」を「の規定を準用する」に改める。

第14条第1項及び第15条第5項中「千曲市都市公園条例」を「都市公園条例」に改める。

第16条中「ときに」の次に「都市公園条例別表第3に規定する額の」を加える。
別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

名称	区分	入場料
千曲市城山史跡公園	一般	300円
	高校生	150円
	団体一般	250円
	団体高校生	100円
備考 団体は、20人以上とする。		

(千曲市健康プラザ条例の一部改正)

第13条（略）

(千曲市保養センター条例の一部改正)

第14条（略）

(千曲市戸倉高齢者スポーツ施設条例の一部改正)

第15条（略）

(千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第16条（略）

(千曲市営駐車場条例の一部改正)

第17条（略）

(千曲市上山田農業者トレーニングセンター条例の一部改正)

第18条（略）

(千曲市森林総合施設条例の一部改正)

第19条 (略)

(千曲市都市公園条例の一部改正)

第20条 (略)

(千曲市総合観光会館条例の一部改正)

第21条 (略)

(千曲市戸倉創造館条例の一部改正)

第22条 千曲市戸倉創造館条例（平成17年千曲市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

4,200	6,300	8,400	10,500	14,700	18,000
5,000	7,500	10,000	12,500	17,500	21,400
6,300	9,500	12,600	15,800	22,100	27,000
7,500	11,300	15,000	18,800	26,300	32,100
8,400	12,600	16,800	21,000	29,400	35,900
10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	42,800
200	300	400	500	700	900
2,000	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000
2,400	3,600	4,800	6,000	8,400	10,000
2,600	3,900	5,200	6,500	9,100	11,000
3,100	4,700	6,200	7,800	10,900	13,000
3,200	4,800	6,400	8,000	11,200	14,000
3,800	5,700	7,600	9,500	13,300	16,000
1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700
1,600	2,100	2,600	3,700	4,700	6,000
1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700
1,600	2,100	2,600	3,700	4,700	6,000
1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700
1,300	1,700	2,100	3,000	3,800	4,800
400	500	600	900	1,100	1,400
500	700	800	1,200	1,500	1,900
500	700	800	1,200	1,500	1,900

」を

「

5,800	8,800	11,700	14,600	20,500	25,000
7,000	10,500	14,000	17,500	24,500	29,900
8,800	13,300	17,600	22,100	30,900	37,700
10,500	15,800	21,000	26,300	36,800	44,900
11,700	17,600	23,500	29,300	41,100	50,200
14,000	21,000	28,000	35,000	49,000	59,900
300	400	500	700	900	1,200
2,800	4,200	5,600	7,000	9,800	12,000
3,300	5,000	6,700	8,300	11,700	14,300
3,600	5,400	7,200	9,000	12,600	15,400
4,300	6,500	8,600	10,800	15,100	18,400
4,400	6,700	8,900	11,100	15,600	19,000
5,300	8,000	10,600	13,300	18,600	22,700
1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100
2,200	2,900	3,600	5,100	6,500	8,300
1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100
2,200	2,900	3,600	5,100	6,500	8,300
1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100
1,800	2,300	2,900	4,100	5,200	6,700
500	700	800	1,200	1,500	1,900
700	900	1,100	1,600	2,000	2,600
700	900	1,100	1,600	2,000	2,600

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の千曲市ふれあい情報館条例の規定、第2条の規定による改正後の千曲市公民館条例の規定、第3条の規定による改正後の千曲市文化会館条例の規定、第4条の規定による改正後の千曲市倉科コミュニティセンター条例の規定、第5条の規定による改正後の千曲市博物館条例の規定、第6条の規定による改正後の

千曲市稲荷山宿・蔵し館条例の規定、第7条の規定による改正後の千曲市ふる里漫画館条例の規定、第8条の規定による改正後の千曲市アートまちかど条例の規定、第9条の規定による改正後の千曲市原体験の森宿泊研修施設条例の規定、第10条の規定による改正後の千曲市体育施設条例の規定、第11条の規定による改正後の千曲市科野の里ゲートボール場条例の規定、第12条の規定による改正後の千曲市史跡公園条例の規定、第13条の規定による改正後の千曲市健康プラザ条例の規定、第14条の規定による改正後の千曲市保養センター条例の規定、第15条の規定による改正後の千曲市戸倉高齢者スポーツ施設条例の規定、第16条の規定による改正後の千曲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定、第17条の規定による改正後の千曲市営駐車場条例の規定、第18条の規定による改正後の千曲市上山田農業者トレーニングセンター条例の規定、第19条の規定による改正後の千曲市森林総合施設条例の規定、第20条の規定による改正後の千曲市都市公園条例の規定、第21条の規定による改正後の千曲市総合観光会館条例の規定及び第22条の規定による改正後の千曲市戸倉創造館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料、利用に係る利用料金、観覧に係る観覧料、入場に係る入場料及び処理に係る手数料（以下「使用料等」という。）で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の使用料等で施行日前に納入するもの及び施行日前の使用料等で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。

条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市公共施設の使用料等改定に伴う関係条例の整備に関する条例
制定区分 (該当字句を○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠及びその内容 (法令、準則等の名称)	
<p><u>提案理由</u></p> <p>消費税10%への引き上げが本年10月に予定されていることから、公共施設等の使用料に消費税分を転嫁する必要がある。また、税抜の使用料についても体育施設を除き、多くの施設で合併以降使用料が改定されていないことから、施設の利用者に応分の負担を求める必要がある。</p> <p>については、「公共施設利用者負担基準」を策定し、基準に基づき施設所管課においてコスト計算や近隣類似施設の調査等の検証を行い、消費税率10%転換を勘案した現行の使用料等の全面的な見直し作業を行い、検討結果を関係審議会等へ諮問し答申を得たところである。</p> <p>関係条例の改正をとりまとめ、一括条例とし、利用者等へ周知期間を十分確保する必要があることから、3月定例会市議会へ条例（案）を上程するものである。</p>	

第2条

千曲市公民館条例（平成15年千曲市条例第105号）新旧対照表

現行			改正後		
別表第2（第8条関係）使用料 屋代公民館、埴生公民館、稲荷山公民館、八幡公民館			別表第2（第8条関係）使用料 屋代公民館、埴生公民館、稲荷山公民館、八幡公民館		
名称	使用料（1時間当たり）		名称	使用料（1時間当たり）	
講堂	500円		講堂	750円	
講義室	150円		講義室	220円	
第1会議室	150円		第1会議室	220円	
第2会議室	150円		第2会議室	220円	
第3会議室	150円		第3会議室	220円	
調理実習室	250円		調理実習室	370円	
その他の会議室	150円		その他の会議室	220円	
暖房	1基 100円		暖房	1基 150円	
冷房	1基 200円		冷房	1基 300円	

第3条

千曲市文化会館条例（平成15年千曲市条例第107号）新旧対照表

現行									改正後									
別表（第12条関係） 千曲市更埴文化会館 1 大ホール、小ホール、女性センター等 (単位：円)									別表（第12条関係） 千曲市更埴文化会館 1 大ホール、小ホール、女性センター等 (単位：円)									
区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00				9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	
大ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	42,800	大ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	14,000	21,000	28,000	35,000	49,000	59,800	
		以外	12,000	18,000	24,000	30,000	42,000	51,300			大ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	16,800	25,200	33,600	42,000	58,800
	3,000円未満 の入場料を徴収して利用 する場合	平日	15,000	22,500	30,000	37,500	52,500	64,100	大ホール	3,000円未満 の入場料を徴収して利用 する場合			平日	21,000	31,500	42,000	52,500	73,500
		以外	18,000	27,000	36,000	45,000	63,000	77,000			大ホール	3,000円未満 の入場料を徴収して利用 する場合	平日	25,200	37,800	50,400	63,000	88,200
	3,000円以上 の入場料を徴収して利用 する場合	平日	20,000	30,000	40,000	50,000	70,000	85,500	大ホール	3,000円以上 の入場料を徴収して利用 する場合			平日	28,000	42,000	56,000	70,000	98,000
以外		24,000	36,000	48,000	60,000	84,000	102,600	大ホール			3,000円以上 の入場料を徴収して利用 する場合	平日	33,600	50,400	67,200	84,000	117,600	143,600
楽屋一室について			400	600	800	1,000	1,400		1,700	楽屋一室について			560	840	1,100	1,400	1,900	2,350
小ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	3,500	5,300	7,000	8,800	12,300	15,000	小ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	4,900	7,350	9,800	12,200	17,100	20,900	
		以外	4,200	6,300	8,400	10,500	14,700	18,000			小ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	5,850	8,775	11,700	14,600	20,450
	3,000円未満 の入場料を徴収して利用 する場合	平日	5,300	8,000	10,600	13,300	18,600	22,700	小ホール	3,000円未満 の入場料を徴収して利用 する場合			平日	7,400	11,100	14,800	18,500	25,900
		以外	6,300	9,500	12,600	15,800	22,100	27,000			小ホール	3,000円未満 の入場料を徴収して利用 する場合	平日	8,800	13,200	17,600	22,000	30,800
	3,000円以上 の入場料を徴収して利用 する場合	平日	7,000	10,500	14,000	17,500	24,500	29,900	小ホール	3,000円以上 の入場料を徴収して利用 する場合			平日	9,800	14,700	19,600	24,500	34,300
以外		8,400	12,600	16,800	21,000	29,400	35,900	小ホール			3,000円以上 の入場料を徴収して利用 する場合	平日	11,700	17,550	23,400	29,200	40,900	49,900
軽運動室			1,500	2,100	2,900	3,600	5,000		6,200	軽運動室			2,100	2,900	3,950	5,000	6,850	8,500
学習室			1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700	学習室			1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100	
女性センター	大会議室		1,500	2,000	2,400	3,500	4,400	5,600	女性センター	大会議室		2,100	2,700	3,350	4,800	6,050	7,700	
	小会議室		1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700		女性センター	小会議室		1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100
	和室		800	1,000	1,300	1,800	2,300	2,900			女性センター	和室		1,100	1,400	1,750	2,500	3,150
インナーコリドー			無料			インナーコリドー			無料									
(備考) 営利を目的とする利用者が、入場料を徴収しないで利用する場合は、次の料金をもって使用料とする。 (1) 小ホール 入場料を徴収しないで利用する場合の使用料の額×(150/100) (2) 運動室、女性センター及び学習室 使用料の額×(200/100)									(備考) 営利を目的とする利用者が、入場料を徴収しないで利用する場合は、次の料金をもって使用料とする。 (1) 小ホール 入場料を徴収しないで利用する場合の使用料の額×(150/100) (2) 運動室、女性センター及び学習室 使用料の額×(200/100)									
2 附属設備等									2 附属設備等									
区分			使用料						区分			使用料						
附属設備等を使用する場合			教育委員会規則で定める額						附属設備等を使用する場合			教育委員会規則で定める額						

冷房又は暖房を使用する場合	
電気器具の持込みをして電力を使用する場合	

千曲市上山田文化会館
1 ホール、練習室等

(単位：円)

区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	11,500	17,300	23,000	28,800	40,300	49,200
		平日以外	13,800	20,700	27,600	34,500	48,300	59,000
	3,000円未満 の入場料を徴収して 利用する場合	平日	17,300	26,000	34,600	43,300	60,600	74,000
		平日以外	20,700	31,100	41,400	51,800	72,500	88,500
	3,000円以上 の入場料を徴収して 利用する場合	平日	23,000	34,500	46,000	57,500	80,500	98,300
		平日以外	27,600	41,400	55,200	69,000	96,600	118,000
第1楽屋		200	300	400	500	700	900	
第2楽屋		200	300	400	500	700	900	
第3楽屋		200	300	400	500	700	900	
第4楽屋		500	800	1,000	1,300	1,800	2,200	
リハーサル室		1,300	2,000	2,600	3,300	4,600	5,600	
第1練習室 (小会議室)		1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700	
第2練習室 (和室)		800	1,000	1,300	1,800	2,300	2,900	
第1音楽練習室 (大会議室)		1,800	2,300	2,900	4,100	5,200	6,700	
第2音楽練習室 (中会議室)		1,100	1,400	1,800	2,500	3,200	4,100	

(備考) 営利を目的とする利用者が利用する場合は、その利用時間区分に対する使用料に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、ホールを除く。

2 附属設備等

区分	使用料
附属設備等を使用する場合	教育委員会規則で定める額
冷房又は暖房を使用する場合	
電気器具の持込みをして電力を使用する場合	

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで (休日は除く。) をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費、その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に二つ以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料としてこの表を適用する。
- 利用時間の延長又は繰上げは、管理上支障がなく、かつ、1時間未満の延長又は繰上げに限り許可し、利用の許可をした利用時間区分に対する使用料に100分の30を乗じて得た額をそれぞれ加算して徴収する。
- 利用者が、ホールを練習、準備等のために利用する場合の使用料は、その利用時間区分に対する使用料の100分の60に相当する額とする。

冷房又は暖房を使用する場合	
電気器具の持込みをして電力を使用する場合	

千曲市上山田文化会館
1 ホール、練習室等

(単位：円)

区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
ホール	入場料を徴収しない で利用する場合	平日	16,100	24,100	32,200	40,200	56,300	68,700
		平日以外	19,300	28,900	38,600	48,200	67,500	82,400
	3,000円未満 の入場料を徴収して 利用する場合	平日	24,200	36,300	48,400	60,500	84,700	103,400
		平日以外	28,900	43,300	57,800	72,200	101,100	123,500
	3,000円以上 の入場料を徴収して 利用する場合	平日	32,200	48,300	64,400	80,500	112,700	137,600
		平日以外	38,600	57,900	77,200	96,500	135,100	165,000
第1楽屋		280	420	560	700	980	1,150	
第2楽屋		280	420	560	700	980	1,150	
第3楽屋		280	420	560	700	980	1,150	
第4楽屋		700	1,050	1,400	1,750	2,450	2,950	
リハーサル室		1,800	2,700	3,600	4,500	6,300	7,650	
第1練習室 (小会議室)		1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100	
第2練習室 (和室)		1,100	1,400	1,750	2,500	3,150	4,000	
第1音楽練習室 (大会議室)		2,500	3,250	4,000	5,750	7,250	9,250	
第2音楽練習室 (中会議室)		1,500	1,950	2,400	3,450	4,350	5,550	

(備考) 営利を目的とする利用者が利用する場合は、その利用時間区分に対する使用料に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、ホールを除く。

2 附属設備等

区分	使用料
附属設備等を使用する場合	教育委員会規則で定める額
冷房又は暖房を使用する場合	
電気器具の持込みをして電力を使用する場合	

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで (休日は除く。) をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費、その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に二つ以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料としてこの表を適用する。
- 利用時間の延長又は繰上げは、管理上支障がなく、かつ、1時間未満の延長又は繰上げに限り許可し、利用の許可をした利用時間区分に対する使用料に100分の30を乗じて得た額をそれぞれ加算して徴収する。
- 利用者が、ホールを練習、準備等のために利用する場合の使用料は、その利用時間区分に対する使用料の100分の60に相当する額とする。

第5条

千曲市博物館条例 (平成15年千曲市条例第112号) 新旧対照表

現行	改正後		
別表 (第9条関係) 観覧料	別表 (第9条関係) 観覧料		
千曲市森將軍塚古墳館 千曲市さらしなの里歴史資料館	千曲市森將軍塚古墳館 千曲市さらしなの里歴史資料館		
区分	常設展観覧料	特別展観覧料	団体
一般 (高校生以上)	200円	その都度市長が定める額	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額
備考	特別展観覧料とは特別に企画し、開催する展覧会の観覧料をいい、常設展観覧料とは、特別展観覧料以外をいう。		
使用料 (施設を利用する場合)	使用料 (施設を利用する場合)		

名称	使用料	冷暖房料	利用時間
千曲市森將軍塚古墳館 学習室	1時間あたり 100円	冷房 1時間あたり 200円 暖房 1時間あたり 100円	午前9時から 午後5時まで

使用料（森將軍塚古墳見学バスを利用する場合）

千曲市森將軍塚古墳館				
区分	使用料			団体
	片道	往復	共通	
一般（高校生以上）	200円	400円	500円	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額
中学生	200円	400円		
小学生	100円	200円		

備考
使用料共通とは、千曲市森將軍塚古墳館観覧料と森將軍塚古墳見学バス往復使用料を同時に利用する場合の使用料をいう。

名称	使用料	冷暖房料	利用時間
千曲市森將軍塚古墳館 学習室	1時間あたり 150円	冷房 1時間あたり 300円 暖房 1時間あたり 150円	午前9時から 午後5時まで

使用料（森將軍塚古墳見学バスを利用する場合）

千曲市森將軍塚古墳館				
区分	使用料			団体
	片道	往復	共通	
一般	300円	500円	700円	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額
高校生	300円	500円	550円	
中学生	300円	500円		

小学生	150円	250円	
団体一般	250円	400円	600円
団体高校生	250円	400円	500円
団体中学生	250円	400円	
団体小学生	100円	200円	

備考
使用料共通とは、千曲市森將軍塚古墳館観覧料と森將軍塚古墳見学バス往復使用料を同時に利用する場合の使用料をいう。
団体は、20人以上とする。

第6条

千曲市稲荷山宿・蔵し館条例（平成15年千曲市条例第113号）新旧対照表

現行	改正後																				
別表（第9条関係） 観覧料	別表（第9条関係） 観覧料																				
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>常設展観覧料</th> <th>企画展観覧料</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> <td rowspan="2">その都度定める額</td> <td rowspan="2">20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>100円</td> </tr> </table>	区分	常設展観覧料	企画展観覧料	摘要	一般	200円	その都度定める額	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額	高校生	100円	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>常設展観覧料</th> <th>企画展観覧料</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td rowspan="2">その都度定める額</td> <td rowspan="2">20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>150円</td> </tr> </table>	区分	常設展観覧料	企画展観覧料	摘要	一般	300円	その都度定める額	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額	高校生	150円
区分	常設展観覧料	企画展観覧料	摘要																		
一般	200円	その都度定める額	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額																		
高校生	100円																				
区分	常設展観覧料	企画展観覧料	摘要																		
一般	300円	その都度定める額	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額																		
高校生	150円																				
備考 企画展観覧料とは特別に企画し、開催する展覧会の観覧料をいい、常設展観覧料とは企画展観覧料以外をいう。	備考 企画展観覧料とは特別に企画し、開催する展覧会の観覧料をいい、常設展観覧料とは企画展観覧料以外をいう。																				
使用料	使用料																				
<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1室1時間あたり 100円</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>教育委員会規則で定める額</td> <td></td> </tr> </table>	名称	使用料	摘要	和室	1室1時間あたり 100円	午前9時から午後10時まで	その他の施設	教育委員会規則で定める額		<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1室1時間あたり 150円</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>教育委員会規則で定める額</td> <td></td> </tr> </table>	名称	使用料	摘要	和室	1室1時間あたり 150円	午前9時から午後10時まで	その他の施設	教育委員会規則で定める額			
名称	使用料	摘要																			
和室	1室1時間あたり 100円	午前9時から午後10時まで																			
その他の施設	教育委員会規則で定める額																				
名称	使用料	摘要																			
和室	1室1時間あたり 150円	午前9時から午後10時まで																			
その他の施設	教育委員会規則で定める額																				
備考 利用に付帯する冷暖房料等は、実費を徴収する。	備考 利用に付帯する冷暖房料等は、実費を徴収する。																				

第7条

千曲市ふる里漫画館条例（平成15年千曲市条例第114号）新旧対照表

現行	改正後																				
別表（第9条関係） 観覧料	別表（第9条関係） 観覧料																				
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>常設展観覧料</th> <th>企画展観覧料</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> <td rowspan="2">その都度定める額</td> <td rowspan="2">20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>100円</td> </tr> </table>	区分	常設展観覧料	企画展観覧料	摘要	一般	200円	その都度定める額	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額	高校生	100円	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>常設展観覧料</th> <th>企画展観覧料</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td rowspan="2">その都度定める額</td> <td rowspan="2">20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>150円</td> </tr> </table>	区分	常設展観覧料	企画展観覧料	摘要	一般	300円	その都度定める額	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額	高校生	150円
区分	常設展観覧料	企画展観覧料	摘要																		
一般	200円	その都度定める額	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額																		
高校生	100円																				
区分	常設展観覧料	企画展観覧料	摘要																		
一般	300円	その都度定める額	20人以上の団体に対しては、20%を差し引いた額																		
高校生	150円																				
備考 企画展観覧料とは特別に企画し、開催する展覧会の観覧料をいい、常設展観覧料とは企画展観覧料以外をいう。	備考 企画展観覧料とは特別に企画し、開催する展覧会の観覧料をいい、常設展観覧料とは企画展観覧料以外をいう。																				
使用料	使用料																				
<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間あたり 100円</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>教育委員会規則で定める額</td> <td></td> </tr> </table>	名称	使用料	摘要	和室	1時間あたり 100円	午前9時から午後5時まで	その他の施設	教育委員会規則で定める額		<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間あたり 150円</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>教育委員会規則で定める額</td> <td></td> </tr> </table>	名称	使用料	摘要	和室	1時間あたり 150円	午前9時から午後5時まで	その他の施設	教育委員会規則で定める額			
名称	使用料	摘要																			
和室	1時間あたり 100円	午前9時から午後5時まで																			
その他の施設	教育委員会規則で定める額																				
名称	使用料	摘要																			
和室	1時間あたり 150円	午前9時から午後5時まで																			
その他の施設	教育委員会規則で定める額																				
備考 利用に付帯する冷暖房料等は、実費を徴収する。	備考 利用に付帯する冷暖房料等は、実費を徴収する。																				

第8条

千曲市アートまちかど条例（平成15年千曲市条例第115号）新旧対照表

現行	改正後
別表（第9条関係） 観覧料	別表（第9条関係） 観覧料

区分	常設展観覧料	企画展観覧料	摘要
一般	200円	その都度定める額	20人以上の団体に対しては、
高校生	100円		20%を差し引いた額
備考 企画展観覧料とは特別に企画し、開催する展覧会の観覧料をいい、常設展観覧料とは企画展観覧料以外をいう。			
使用料			
名称	使用料	摘要	
第1創作室 第2創作室 第3創作室	1時間当たり 100円	午前9時から午後10時まで	
その他の施設	教育委員会規則で定める額		
備考 利用に付帯する冷暖房料等は、実費を徴収する。			

区分	常設展観覧料	企画展観覧料	摘要
一般	300円	その都度定める額	20人以上の団体に対しては、
高校生	150円		20%を差し引いた額
備考 企画展観覧料とは特別に企画し、開催する展覧会の観覧料をいい、常設展観覧料とは企画展観覧料以外をいう。			
使用料			
名称	使用料	摘要	
第1創作室 第2創作室 第3創作室	1時間当たり 150円	午前9時から午後10時まで	
陶芸窯	素焼き 1回当たり 1,650円 本焼き 1回当たり 3,300円	灯油窯、ガス窯	
ろくろ台	1回当たり 220円		
その他の施設	教育委員会規則で定める額		
備考 利用に付帯する冷暖房料等は、実費を徴収する。			

第9条

千曲市原体験の森宿泊研修施設条例（平成15年千曲市条例第119号）新旧対照表

現行					改正後				
別表（第7条関係） 使用料					別表（第7条関係） 使用料				
区分					区分				
使用料	利用場所	研修室	多目的ホール	炊事場	使用料	利用場所	研修室	多目的ホール	炊事場
日帰り	団体別（3時間当たり）	1,000円	1,000円	1炉当たり300円	日帰り	団体別（3時間当たり）	1,500円	1,500円	1炉当たり450円
宿泊	対象者別（1泊1人当たり）	一般 500円	中学生以下 200円	乳幼児 無料	宿泊	対象者別（1泊1人当たり）	一般 750円	中学生以下 300円	乳幼児 無料
備考 クリーニング代、暖房料等は、実費を徴収する。					備考 クリーニング代、暖房料等は、実費を徴収する。				

第10条

千曲市体育施設条例（平成15年千曲市条例第121号）新旧対照表

現行						改正後							
別表第3（第9条関係） 更埴体育館						別表第3（第9条関係） 更埴体育館							
利用区分			使用料			利用区分			使用料				
アリーナ	全部を利用（専用的利用）する場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,300円	電灯を利用する場合の加算額	アリーナ	全部を利用（専用的利用）場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,500円	
		上記以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 7,100円	上記以外に利用する場合				入場料を徴収しない場合	1時間につき 8,150円			
		営利を目的とする場合	1時間につき 42,590円	営利を目的とする場合	1時間につき 49,100円								
	一部を利用する場合	専用する場合	利用面積の割合により算出する。	一部を利用する場合	専用する場合		利用面積の割合により算出する。	一部を利用する場合	専用する場合	専用する場合	1人3時間につき 200円	専用する場合	1人3時間につき 300円
		専用しない場合	一般 1人3時間につき 200円 小・中学生 1人3時間につき 50円	専用しない場合	一般 1人3時間につき 300円 小・中学生 1人3時間につき 70円								
冷暖房設備を利用する場合			実費を勘案して市長が定める額			冷暖房設備を利用する場合			実費を勘案して市長が定める額				
電気器具を持ち込みして利用する場合（1kwまでごとに）			1時間につき 60円			電気器具を持ち込みして利用する場合（1kwまでごとに）			1時間につき 90円				
会議室	専用する場合		1時間につき 100円			会議室	専用する場合		1時間につき 150円				
軽運動室	専用する場合		1時間につき 100円			軽運動室	専用する場合		1時間につき 150円				

シャワー	1回につき	100円	100円
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。 			

戸倉体育館						
利用区分		使用料		電灯を利用する場合の加算額		
アリーナ	全部を利用(専用的)する場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合 1時間につき 1,300円	700円。ただし、利用面積の割合により算出する。	
		営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合		1時間につき 3,330円
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合		1時間につき 7,100円
	一部を利用する場合	専用する場合		利用面積の割合により算出する。		
		専用しない場合	一般	1人3時間につき		200円
			小・中学生	1人3時間につき		50円
電気器具を持ち込みして利用する場合(1kwまでごとに)				1時間につき 60円		
会議室	専用する場合		1時間につき 60円	冷暖房施設を利用する場合 1時間につき 100円		
トレーニング室	トレーニング機器		1式1回 一般 210円 小中学生 100円			

備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。 			

更埴体育館(柔道場・剣道場)						
利用区分		使用料		電灯を利用する場合の加算額		
柔道場	全部を利用(専用的)場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合 1時間につき 480円	300円。ただし、利用面積の割合により算出する。	
		営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合		1時間につき 980円
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合		1時間につき 1,420円
	営利を目的とする場合	専用する場合		1時間につき 12,340円		
		専用しない場合	一般	1人3時間につき		480円
			小・中学生	1人3時間につき		980円
剣道場				1時間につき 480円		
全部を利用(専用的)場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 480円	1,420円	
		アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき 980円		
	上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき 7,970円			

シャワー	1回につき	150円	150円
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。 			

戸倉体育館						
利用区分		使用料		電灯を利用する場合の加算額		
アリーナ	全部を利用(専用的)場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合 1時間につき 1,500円	770円。ただし、利用面積の割合により算出する。	
		営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合		1時間につき 3,800円
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合		1時間につき 8,150円
	一部を利用する場合	専用する場合		利用面積の割合により算出する。		
		専用しない場合	一般	1人3時間につき		300円
			小・中学生	1人3時間につき		70円
電気器具を持ち込みして利用する場合(1kwまでごとに)				1時間につき 90円		
会議室	専用する場合		1時間につき 90円	冷暖房設備を利用する場合 1時間につき 150円		
トレーニング室	トレーニング機器		1式1回 一般 310円 小中学生 150円			

備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。 			

更埴体育館(柔道場・剣道場)						
利用区分		使用料		電灯を利用する場合の加算額		
柔道場	全部を利用(専用的)場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合 1時間につき 550円	330円。ただし、利用面積の割合により算出する。	
		営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合		1時間につき 1,100円
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合		1時間につき 1,600円
	営利を目的とする場合	専用する場合		1時間につき 14,200円		
		専用しない場合	一般	1人3時間につき		550円
			小・中学生	1人3時間につき		1,100円
剣道場				1時間につき 550円		
全部を利用(専用的)場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 550円	1,600円	
		アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき 1,100円		
	上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき 9,150円			

		営利を目的とする場合	1時間につき <u>12,340円</u>	
柔剣道場	一部を専用する場合	専用する場合	利用面積の割合により算出する。	
		専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>200円</u>
			小・中学生	1人3時間につき <u>50円</u>
冷暖房設備を利用する場合			実費を勘案して市長が定める額	
電気器具を持ち込みして利用する場合 (1kwまでごとに)			1時間につき <u>60円</u>	

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

戸倉体育館 (柔道場・剣道場)

利用区分				使用料	電灯を利用する場合の加算額
柔道場	全部を専用する場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>230円</u>
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>480円</u>
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>700円</u>
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,980円</u>
				営利を目的とする場合	1時間につき <u>6,160円</u>
剣道場	全部を専用する場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>230円</u>
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>480円</u>
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>700円</u>
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,980円</u>
				営利を目的とする場合	1時間につき <u>6,160円</u>
柔剣道場	一部を専用する場合	専用する場合	利用面積の割合により算出する。		
		専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>200円</u>	
			小・中学生	1人3時間につき <u>50円</u>	
電気器具を持ち込みして利用する場合 (1kwまでごとに)			1時間につき <u>60円</u>		

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

戸倉レストハウス

利用区分	使用料	冷暖房を利用する場合の加算額
大会議室	1時間につき <u>400円</u>	1時間につき <u>300円</u>
小会議室1	1時間につき <u>200円</u>	1時間につき <u>150円</u>
小会議室2	1時間につき <u>200円</u>	1時間につき <u>150円</u>
コインシャワー	1回につき <u>100円</u>	
電気器具の持ち込みをして利用する場合 (1kwまでごとに)	1時間につき <u>100円</u>	

備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

		営利を目的とする場合	1時間につき <u>14,200円</u>	
柔剣道場	一部を専用する場合	専用する場合	利用面積の割合により算出する。	
		専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>300円</u>
			小・中学生	1人3時間につき <u>70円</u>
冷暖房設備を利用する場合			実費を勘案して市長が定める額	
電気器具を持ち込みして利用する場合 (1kwまでごとに)			1時間につき <u>90円</u>	

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

戸倉体育館 (柔道場・剣道場)

利用区分				使用料	電灯を利用する場合の加算額
柔道場	全部を専用する場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>270円</u>
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>550円</u>
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>810円</u>
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>4,550円</u>
				営利を目的とする場合	1時間につき <u>7,100円</u>
剣道場	全部を専用する場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>270円</u>
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>550円</u>
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>810円</u>
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>4,550円</u>
				営利を目的とする場合	1時間につき <u>7,100円</u>
柔剣道場	一部を専用する場合	専用する場合	利用面積の割合により算出する。		
		専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>300円</u>	
			小・中学生	1人3時間につき <u>70円</u>	
電気器具を持ち込みして利用する場合 (1kwまでごとに)			1時間につき <u>90円</u>		

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

戸倉レストハウス

利用区分	使用料	冷暖房を利用する場合の加算額
大会議室	1時間につき <u>600円</u>	1時間につき <u>450円</u>
小会議室1	1時間につき <u>300円</u>	1時間につき <u>220円</u>
小会議室2	1時間につき <u>300円</u>	1時間につき <u>220円</u>
コインシャワー	1回につき <u>100円</u>	
電気器具の持ち込みをして利用する場合 (1kwまでごとに)	1時間につき <u>150円</u>	

備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

体育施設器具等使用料		
種類	単位	使用料
液晶表示板（得点表示システム）	1式 1回	3,150円
得点板 電動式	1組 1回	520円
得点板 手動式	〃	50円
電動ボタン	1本 1回	520円
フロアーシート	1枚 1回	310円
机	1脚 1回	20円
椅子	〃	10円
放送設備	1式 1回	1,000円
テント	1張 1日	520円
バスケットボール器具	1組 1回	310円
バレーボール器具	〃	210円
ソフトバレーボール器具	〃	100円
バドミントン器具	〃	100円
テニス器具	〃	210円
ハンドボール器具	〃	210円
卓球器具	〃	50円
サッカー器具	〃	310円
その他の備品		別に定める金額

備考
 ※市民が利用する場合は、体育施設器具等使用料を免除する。ただし、営利を目的として利用する場合及び市民以外の者が利用する場合は、体育施設器具等使用料を減免しない。
 ※「1回」とは、それぞれの設備・備品に直接関係のある施設での利用時間内をいう。

東部体育館・勤労者体育センター

利用区分	使用料	電灯を利用する場合の加算額	
アーリー	全部を利 用(専 用)す る場 合	営利を目的とする場合 アマチュアスポーツに利用する場合 入場料を徴収しない場合 1時間につき 650円	1時間につき500円。ただし、利用面積の割合により算出する。
	一部を利 用す る場 合	営利を目的とする場合 アマチュアスポーツに利用する場合 入場料を徴収する場合 1時間につき 1,790円	
		専用する場合 アマチュアスポーツに利用する場合 入場料を徴収しない場合 1時間につき 1,300円	
	専用しない場合 一般 1人3時間につき 200円		
電気器具を持込みして利用する場合 (1kwまでごとに)	1時間につき 60円		

備考
 ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

桑原体育館

利用区分	使用料			
	午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から 午後9時30分 まで	電灯を利用する場合 の加算額
市外の団体等が専用する場合	500円	1,050円	1,550円	1時間につき 100円
市外の 団体等 が専用 しない 場合	一般	1人3時間につき200円		
	小・中学生	1人3時間につき50円		

備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

体育施設器具等使用料		
種類	単位	使用料
液晶表示板（得点表示システム）	1式 1回	3,300円
得点板 電動式	1組 1回	550円
得点板 手動式	〃	50円
電動ボタン	1本 1回	550円
フロアーシート	1枚 1回	330円
机	1脚 1回	20円
椅子	〃	10円
放送設備	1式 1回	1,100円
テント	1張 1日	550円
バスケットボール器具	1組 1回	330円
バレーボール器具	〃	220円
ソフトバレーボール器具	〃	110円
バドミントン器具	〃	110円
テニス器具	〃	220円
ハンドボール器具	〃	220円
卓球器具	〃	50円
サッカー器具	〃	330円
その他の備品		別に定める金額

備考
 ※市民が利用する場合は、体育施設器具等使用料を免除する。ただし、営利を目的として利用する場合及び市民以外の者が利用する場合は、体育施設器具等使用料を減免しない。
 ※「1回」とは、それぞれの設備・備品に直接関係のある施設での利用時間内をいう。

東部体育館・勤労者体育センター

利用区分	使用料	電灯を利用する場合の加算額	
アーリー	全部を利 用(専 用)す る場 合	営利を目的とする場合 アマチュアスポーツに利用する場合 入場料を徴収しない場合 1時間につき 750円	1時間につき550円。ただし、利用面積の割合により算出する。
	一部を利 用す る場 合	営利を目的とする場合 アマチュアスポーツに利用する場合 入場料を徴収する場合 1時間につき 2,050円	
		専用する場合 アマチュアスポーツに利用する場合 入場料を徴収しない場合 1時間につき 1,500円	
	専用しない場合 一般 1人3時間につき 300円		
電気器具を持込みして利用する場合 (1kwまでごとに)	1時間につき 90円		

備考
 ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

桑原体育館

利用区分	使用料			
	午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から 午後9時30分 まで	電灯を利用する場合 の加算額
市外の団体等が専用する場合	750円	1,550円	2,300円	1時間につき 110円
市外の 団体等 が専用 しない 場合	一般	1人3時間につき300円		
	小・中学生	1人3時間につき70円		

備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

千曲市弓道場			
利用区分	使用料		電灯を利用する場合の加算額
専用する場合	1時間につき <u>370円</u>		1時間につき <u>300円</u>
専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>200円</u> 年間使用料 <u>3,050円</u>	
	小・中学生	1人3時間につき <u>50円</u>	
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民以外の者が体育施設を専用する場合、専用しない場合の年間使用料及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。 			

千曲市弓道場			
利用区分	使用料		電灯を利用する場合の加算額
専用する場合	1時間につき <u>550円</u>		1時間につき <u>330円</u>
専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>300円</u> 年間使用料 <u>4,550円</u>	
	小・中学生	1人3時間につき <u>70円</u>	
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民以外の者が体育施設を専用する場合、専用しない場合の年間使用料及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。 			

更埴・東部テニスコート・上山田多目的運動場（テニスコート）			
利用区分	使用料		電灯を利用する場合の加算額
専用する場合(1面に1時間につき)	1時間につき <u>320円</u>		1時間につき <u>500円</u>
専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>200円</u> 年間使用料 <u>3,050円</u>	1人1時間につき <u>250円</u>
	小・中学生	1人3時間につき <u>50円</u> 年間使用料 <u>800円</u>	
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民以外の者が体育施設を専用する場合、専用しない場合の年間使用料及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。 			

更埴・東部テニスコート・上山田多目的運動場（テニスコート）			
利用区分	使用料		電灯を利用する場合の加算額
専用する場合(1面に1時間につき)	1時間につき <u>480円</u>		1時間につき <u>550円</u>
専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>300円</u> 年間使用料 <u>4,550円</u>	1人1時間につき <u>270円</u>
	小・中学生	1人3時間につき <u>70円</u> 年間使用料 <u>1,200円</u>	
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民以外の者が体育施設を専用する場合、専用しない場合の年間使用料及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。 			

更埴・八幡屋内ゲートボール場・上山田多目的運動場（ゲートボール場）・上山田ゲートボール場						
利用区分		使用料				その他
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時	電灯利用する場合の加算額	
市外の団体等が専用する場合(1面につき)	屋内	<u>500円</u>	<u>500円</u>	<u>500円</u>	1時間につき	
	屋外	<u>250円</u>	<u>250円</u>	<u>250円</u>		
備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。						

更埴・八幡屋内ゲートボール場・上山田多目的運動場（ゲートボール場）・上山田ゲートボール場						
利用区分		使用料				その他
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時	電灯利用する場合の加算額	
市外の団体等が専用する場合(1面につき)	屋内	<u>750円</u>	<u>750円</u>	<u>750円</u>	1時間につき	
	屋外	<u>370円</u>	<u>370円</u>	<u>370円</u>		
備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。						

戸倉体育館Aグラウンド・戸倉体育館Bグラウンド・千本柳運動場		
利用区分	使用料	電灯利用する場合の加算額その他
専用する場合	1時間につき <u>210円</u>	ナイター 1時間につき Aグラウンド <u>2,620円</u> Bグラウンド <u>3,150円</u>
備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。		

戸倉体育館Aグラウンド・戸倉体育館Bグラウンド・千本柳運動場		
利用区分	使用料	電灯利用する場合の加算額その他
専用する場合	1時間につき <u>310円</u>	ナイター 1時間につき Aグラウンド <u>2,750円</u> Bグラウンド <u>3,300円</u>
備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。		

萬葉の里スポーツエリア野球場A・B・少年野球場・陸上競技場・サッカー場	
利用区分	使用料
専用する場合(1面)	1時間につき <u>520円</u>
備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。	

萬葉の里スポーツエリア野球場A・B・少年野球場・陸上競技場・サッカー場	
利用区分	使用料
専用する場合(1面)	1時間につき <u>780円</u>
備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。	

土口運動広場・倉科運動広場・森運動広場・桑原運動広場・大田原運動広場			
利用区分	施設名	午前8時から正午まで	正午から午後5時まで
市外の団体等が専用する場合	土口運動広場	<u>300円</u>	<u>500円</u>
	倉科運動広場		
	森運動広場		
	桑原運動広場		
	大田原運動広場		

土口運動広場・倉科運動広場・森運動広場・桑原運動広場・大田原運動広場			
利用区分	施設名	午前8時から正午まで	正午から午後5時まで
市外の団体等が専用する場合	土口運動広場	<u>450円</u>	<u>750円</u>
	倉科運動広場		
	森運動広場		
	桑原運動広場		
	大田原運動広場		

備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。			
大田原マレットパーク			
利用区分	使用料		用具を利用する場合
	1日	年間使用料	
一般	300円	3,000円	1組1回 100円
中学生以下	100円	1,000円	1組1回 100円
備考 20名以上の団体が使用する場合、定める当該使用料の2割に相当する額を差し引いた額とする。(年間使用料支払者は除く。)			
さらしなの里マレットパーク・戸倉体育館マレットゴルフ場・萬葉の里スポーツエリアマレットゴルフ場			
利用区分	使用料		使用料
マレットゴルフ場	市外の団体等が全部又は一部を専用する場合		1日につき1人 100円
ゲートボール場	市外の団体等が専用する場合		1日につき1面 200円
千曲市サッカー場			
利用区分	使用料		電灯を利用する場合の加算額
入場料を徴収しない場合	全面	1時間につき2,000円	全灯 1時間につき2,500円 半灯 1時間につき1,250円
	半面	1時間につき1,000円	
入場料を徴収する場合	全面	1時間につき6,000円	
	半面	1時間につき3,000円	
電気器具の持ち込みをして利用する場合(1kWまでごとに)		1時間につき100円	
備考 市民以外の者が使用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。			

備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。			
大田原マレットパーク			
利用区分	使用料		用具を利用する場合
	1日	年間使用料	
一般	450円	4,500円	1組1回 110円
中学生以下	150円	1,500円	1組1回 110円
備考 20名以上の団体が使用する場合、定める当該使用料の2割に相当する額を差し引いた額とする。(年間使用料支払者は除く。)			
さらしなの里マレットパーク・戸倉体育館マレットゴルフ場・萬葉の里スポーツエリアマレットゴルフ場			
利用区分	使用料		使用料
マレットゴルフ場	市外の団体等が全部又は一部を専用する場合		1日につき1人 150円
ゲートボール場	市外の団体等が専用する場合		1日につき1面 300円
千曲市サッカー場			
利用区分	使用料		電灯を利用する場合の加算額
入場料を徴収しない場合	全面	1時間につき3,000円	全灯 1時間につき2,750円 半灯 1時間につき1,350円
	半面	1時間につき1,500円	
入場料を徴収する場合	全面	1時間につき9,000円	
	半面	1時間につき4,500円	
電気器具の持ち込みをして利用する場合(1kWまでごとに)		1時間につき150円	
備考 市民以外の者が使用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。			

第11条

千曲市科野の里ゲートボール場条例(平成15年千曲市条例第123号)新旧対照表

現行					改正後				
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)				
利用区分	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	電灯を利用する場合の加算額	利用区分	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	電灯を利用する場合の加算額
専用する場合(1面につき)	500円	700円	700円	1時間当たり200円(1時間未満の端数が生じたとき、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)	専用する場合(1面につき)	750円	1,050円	1,050円	1時間当たり220円(1時間未満の端数が生じたとき、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)
専用しない場合	一般 1人3時間につき200円	小・中学生 1人3時間につき50円			専用しない場合	一般 1人3時間につき300円	小・中学生 1人3時間につき70円		
用具を利用する場合	1組 1回につき 100円				用具を利用する場合	1組 1回につき 110円			
暖房機器を利用する場合	実費徴収とする。				暖房機器を利用する場合	実費徴収とする。			

第12条

千曲市史跡公園条例(平成15年千曲市条例第125号)新旧対照表

現行	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 史跡 文化財保護法 第109条第1項又は千曲市文化財保護条例(平成15年千曲市条例第124号)第31条第1項で指定したものをいう。 (2) (略) (入場料の納付) 第10条 史跡公園を利用しようとする者は、別表 に定める入場料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (公園施設の設置等) 第13条 史跡公園に、公園施設又は公園施設以外の工作物等(兼用工作物を除く。)を設け、史跡公園を占有しようとするときは、千曲市都市公園条例(平成15年千曲市条例第194号。以下「都市公園条例」という。)第8条から第13条までにより、市長の許可を受けなければならない。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 史跡 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項又は千曲市文化財保護条例(平成15年千曲市条例第124号)第31条第1項で指定したものをいう。 (2) (略) (入場料の納付) 第10条 史跡公園を利用しようとする者は、別表第2に定める入場料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (公園施設の設置等) 第13条 史跡公園に、公園施設又は公園施設以外の工作物等(兼用工作物を除く。)を設け、史跡公園を占有しようとするときは、千曲市都市公園条例(平成15年千曲市条例第194号。以下「都市公園条例」という。)第8条から第13条までの規定を準用する。

(占用料の徴収等)

第14条 市長は、前条の許可を受けた者から、千曲市都市公園条例第16条に規定する額の占用料を、許可の際徴収することができる。ただし、1年を超えるものは、次年度以降分については当該年度当初に徴収する。

2 (略)

(行為の制限)

第15条 (略)

2～4 (略)

5 教育委員会は、第3項の規定により許可した行為を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは史跡公園より退去を命ずることができる。ただし、この場合において、千曲市都市公園条例第10条の規定を準用しなければならない。

(使用料等)

第16条 前条の許可を受けた者は、同条の許可を受けたときに _____ 使用料を納入しなければならない。

別表第2 (第10条関係)

史跡公園名	区分	単位	入場料	団体 (20人以上)
千曲市科野の里歴史公園			無料	
千曲市智識の杜公園				
千曲市城山史跡公園	一般 (高校生以上)	1人1回	300円	250円

(占用料の徴収等)

第14条 市長は、前条の許可を受けた者から、都市公園条例 _____ 第16条に規定する額の占用料を、許可の際徴収することができる。ただし、1年を超えるものは、次年度以降分については当該年度当初に徴収する。

2 (略)

(行為の制限)

第15条 (略)

2～4 (略)

5 教育委員会は、第3項の規定により許可した行為を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは史跡公園より退去を命ずることができる。ただし、この場合において、都市公園条例 _____ 第10条の規定を準用しなければならない。

(使用料等)

第16条 前条の許可を受けた者は、同条の許可を受けたときに都市公園条例別表第3に規定する額の使用料を納入しなければならない。

別表第2 (第10条関係)

名称	区分	入場料
千曲市城山史跡公園	一般	300円
	高校生	150円
	団体一般	250円
	団体高校生	100円
備考 _____ 団体は20人以上とする。		

第22条

千曲市戸倉創造館条例 (平成17年千曲市条例第55号) 新旧対照表

現行							改正後										
別表 (第10条関係) 1 大ホール、小ホール、会議室等 (単位: 円)							別表 (第10条関係) 1 大ホール、小ホール、会議室等 (単位: 円)										
区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00				9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
大ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	4,200	6,300	8,400	10,500	14,700	18,000	大ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	5,800	8,800	11,700	14,600	20,500	25,000
		平日以外	5,000	7,500	10,000	12,500	17,500	21,400			平日以外	7,000	10,500	14,000	17,500	24,500	29,900
	3,000円未満の入場料を徴収して利用する場合	平日	6,300	9,500	12,600	15,800	22,100	27,000	大ホール	3,000円未満の入場料を徴収して利用する場合	平日	8,800	13,300	17,600	22,100	30,900	37,700
		平日以外	7,500	11,300	15,000	18,800	26,300	32,100			平日以外	10,500	15,800	21,000	26,300	36,800	44,900
3,000円以上の入場料を徴収して利用する場合	平日	8,400	12,600	16,800	21,000	29,400	35,900	大ホール	3,000円以上の入場料を徴収して利用する場合	平日	11,700	17,600	23,500	29,300	41,100	50,200	
	平日以外	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	42,800			平日以外	14,000	21,000	28,000	35,000	49,000	59,900	
楽屋1室について			200	300	400	500	700	900	楽屋1室について			300	400	500	700	900	1,200
小ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	小ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	2,800	4,200	5,600	7,000	9,800	12,000
		平日以外	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400	10,000			平日以外	3,300	5,000	6,700	8,300	11,700	14,300
	3,000円未満の入場料を徴収して利用する場合	平日	2,600	3,900	5,200	6,500	9,100	11,000	小ホール	3,000円未満の入場料を徴収して利用する場合	平日	3,600	5,400	7,200	9,000	12,600	15,400
		平日以外	3,100	4,700	6,200	7,800	10,900	13,000			平日以外	4,300	6,500	8,600	10,800	15,100	18,400
3,000円以上の入場料を徴収して利用する場合	平日	3,200	4,800	6,400	8,000	11,200	14,000	小ホール	3,000円以上の入場料を徴収して利用する場合	平日	4,400	6,700	8,900	11,100	15,600	19,000	
	平日以外	3,800	5,700	7,600	9,500	13,300	16,000			平日以外	5,300	8,000	10,600	13,300	18,600	22,700	
創作室1室について			1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700	創作室1室について			1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100

和室	1,600	2,100	2,600	3,700	4,700	6,000
情報学習室	1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700
国際交流室	1,600	2,100	2,600	3,700	4,700	6,000
会議室	1,000	1,300	1,600	2,300	2,900	3,700
調理室	1,300	1,700	2,100	3,000	3,800	4,800
陶芸室	400	500	600	900	1,100	1,400
茶室	500	700	800	1,200	1,500	1,900
団体事務室	500	700	800	1,200	1,500	1,900

2 付属設備等

区分	使用料
附属設備を利用する場合	教育委員会規則で定める額
冷房又は暖房を利用する場合	
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（休日は除く。）をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費、その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に二つ以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料としてこの表を適用する。
- 利用時間の延長又は繰上げは、管理上支障がなく、かつ、1時間未満の延長又は繰上げに限り許可し、利用の許可をした利用時間区分に対する使用料に100分の30を乗じて得た額をそれぞれ加算して徴収する。
- 営利を目的とする利用者が、入場料を徴収しないで利用する場合は、次の料金をもって使用料とする。
 - 大ホール、小ホール 入場料を徴収しないで利用する場合の使用料の額×(150/100)
 - 大ホール、小ホールを除く施設 使用料の額×(200/100)
- 利用者が、大ホール又は小ホールを練習、準備等のために利用する場合の使用料は、その利用時間区分に対する使用料の100分の60に相当する額とする。

和室	2,200	2,900	3,600	5,100	6,500	8,300
情報学習室	1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100
国際交流室	2,200	2,900	3,600	5,100	6,500	8,300
会議室	1,400	1,800	2,200	3,200	4,000	5,100
調理室	1,800	2,300	2,900	4,100	5,200	6,700
陶芸室	500	700	800	1,200	1,500	1,900
茶室	700	900	1,100	1,600	2,000	2,600
団体事務室	700	900	1,100	1,600	2,000	2,600

2 付属設備等

区分	使用料
附属設備を利用する場合	教育委員会規則で定める額
冷房又は暖房を利用する場合	
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（休日は除く。）をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費、その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に二つ以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料としてこの表を適用する。
- 利用時間の延長又は繰上げは、管理上支障がなく、かつ、1時間未満の延長又は繰上げに限り許可し、利用の許可をした利用時間区分に対する使用料に100分の30を乗じて得た額をそれぞれ加算して徴収する。
- 営利を目的とする利用者が、入場料を徴収しないで利用する場合は、次の料金をもって使用料とする。
 - 大ホール、小ホール 入場料を徴収しないで利用する場合の使用料の額×(150/100)
 - 大ホール、小ホールを除く施設 使用料の額×(200/100)
- 利用者が、大ホール又は小ホールを練習、準備等のために利用する場合の使用料は、その利用時間区分に対する使用料の100分の60に相当する額とする。